

令和7年度

空き家

無料

予約不要

なんでも相談会

空き家に関する異なる分野の専門家にワンストップで
相談できる「無料空き家なんでも相談会」を開催します！

空き家の相続、成年後見制度、建替え、売買、敷地境界や
活用方法など空き家に関する様々なお悩みを相談できます。

日程	時間	場所	対応団体
4月28日(月)	10:00~12:00 ※先着順 (11:30 受付終了)	練馬区役所本庁舎 1階アトリウム (練馬区豊玉北 6-12-1)	①④⑤⑥
5月26日(月)			②③⑤★
6月23日(月)			①④⑤⑥
7月28日(月)			②③⑤★
8月25日(月)			①④⑤⑥

日時・場所が
変更になる
場合があります。
HPをご確認の上
お越しください！



対応団体（練馬区における空き家等対策に関する協定締結団体ほか）

- ①東京司法書士会（空き家の相続・登記、成年後見等に関すること）
- ②東京都行政書士会（空き家所有者と相続人の調査確認、成年後見等に関すること）
- ③公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会（空き家の売買、賃貸等不動産取引および活用に関すること）
- ④公益社団法人 全日本不動産協会 練馬支部（空き家の売買、賃貸等不動産取引および活用に関すること）
- ⑤一般社団法人 東京都建築士事務所協会 練馬支部（空き家の修繕・改修、建替え等に関すること）
- ⑥東京土地家屋調査士会 練馬支部（空き家の表示登記、敷地境界に関すること）

★…練馬区空き家地域貢献事業の相談ブースもあります。

※対応団体は月ごと異なりますので、ご確認の上お越しください。



<主催>練馬区・みどりのまちづくりセンター

空き家なんでも相談会では、このような相談にお答えします！

接道条件を
満たしていない
空き家は活用
できるのか？



空き家を
活用したいが
所有者が
認知症である…



空き家を
売却したいのだけど
隣地境界が
不明である…



空き家を
耐震改修して
また使いたい！

お金をかけずに、
空き家を期間限定で
貸したい。



持ち物

・建物の概要が分かるもの
(図面、行政から発行された書類など)

・権利の概要が分かるもの
(登記簿謄本など)



※お持ちいただくと
相談がスムーズです。

会場へのアクセス

練馬区役所本庁舎 1階アトリウム
(練馬区豊玉北 6-12-1)

○電車でお越しの方○

西武池袋線・西武有楽町線 練馬駅西口から徒歩5分
都営地下鉄大江戸線 練馬駅から徒歩7分

○バスでお越しの方○

成増駅南口から練馬駅行で「練馬区役所入口」下車(西武バス・練47)
荻窪駅北口から練馬駅行で「練馬区役所入口」下車(関東バス・荻07)
中野駅から練馬駅行で「練馬区役所」下車(京王バス・中92)



お問い合わせ先

公益財団法人 練馬区環境まちづくり公社
みどりのまちづくりセンター 空き家活用相談窓口
電話 03-3993-5451 (平日9:00~17:00)

<主催>練馬区・みどりのまちづくりセンター

